

指名停止等一覧表

(期間 平成28年4月1日～平成28年6月30日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
日本道路株式会社	東京都港区新橋1-6-5	平成28年4月1日	平成28年6月30日	3ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第7号(独占禁止法違反行為)及び、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第7号(独占禁止法違反行為)	当該事業者は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注した東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合事件において、独占禁止法に違反する犯罪があったとして、公正取引委員会から同法第74条第1項の規定に基づき、平成28年2月29日に検事総長に告発されたため。
ハラダ工業株式会社	北海道留萌市栄町2丁目7番31号	平成28年4月8日	平成28年5月7日	1ヶ月	「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」別表第13号(不正又は不誠実な行為)	当該事業者は、他の公共機関の発注工事において、営業所の専任技術者を工事現場の監理技術者として配置していた。これは、営業所の専任技術者が、その営業所に常勤し専ら職務に従事していなかったこと及び当該工事について、監理技術者は工事現場ごとに専任の者でなければならないが、営業所の専任技術者を配置していた。このことは、建設業法第7条第2号及び第26条第3項の規定に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、北海道知事から指示処分を受けたため。
株式会社伊藤工業	北海道室蘭市港北町3丁目3番15号	平成28年4月28日	平成28年5月11日	2週間	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者の事故)	当該事業者は、室蘭開発建設部発注の「樽前山火山砂防工事の内覚生川工用道路整備外工事」において、堆積土砂をダンプトラックへ積み込む際に、斜面崩落が発生してバックホウ及びダンプトラックが埋没し、うちバックホウのオペレータ1名が死亡したため。
ハラダ工業株式会社	北海道留萌市栄町2丁目7番31号	平成28年6月14日	平成28年8月13日	2ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)	当該事業者は、北海道留萌振興局が発注した工事に係る入札参加申請書に添付した特定関係調書において、他の「北海道建設工事入札参加資格者」との間に特定関係があるにもかかわらず、特定関係がないとして申告したため、建設業法第28条第1項第2号に違反したとして、北海道知事から指示処分を受けたため。

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。